

岡崎市立図書館資料選定収集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市立図書館が、地域における公立図書館としての使命及び目的を果たすため、図書館資料を収集するに当たり必要な基本的事項を定めるものとする。

(収集の方針)

第2条 図書館資料の収集についての方針を次のように定める。

(1) 基本的収集方針

図書館資料の選定収集は、利用者の知る自由を保障し、市民の生涯学習と文化の発展に寄与することを目的として、次の事項に留意して行うものとする。

ア 常に客観的な立場に立ち、資料を収集するものとする。

イ 潜在する利用者を含めた市民全体のニーズに応じた資料を収集するものとする。

ウ 岡崎市の特徴を把握し、収集するものとする。

(2) 個別収集方針

ア 一般図書

基本的図書・資料を充実させると共に、利用者のニーズを考慮し、幅広く収集する。

イ 児童図書

子どもの豊かな成長を助けるよう、内容、記述のすぐれたものを収集する。

ウ ティーンズ図書

ティーンズの要求を考慮しつつ、その資料の質にも留意して幅広い分野から収集する。

エ 参考図書

市民の調査、研究及び情報収集に役立つ、基本的参考図書を収集する。

オ 地域資料

(ア) 地域に関する資料を積極的に収集する。

(イ) 徳川家康に関する資料を積極的に収集する。

(ウ) 菅江真澄に関する資料を積極的に収集する。

(エ) 鶴田卓池に関する資料を積極的に収集する。

カ 視聴覚資料

幅広い利用者の層に共通して楽しめる作品を中心に収集する。

キ 雑誌

最新の情報源として、また、図書からは得難い暮らしや楽しみの情報源として積極的に収集する。

ク 新聞

最新のニュースや情報を得られる手段として主要なものを収集する。

2 収集の詳細については、前項の収集方針に基づき、次条で組織する委員会で協議の上定める。

(図書選定委員会)

第3条 図書選定及び蔵書構成等を検討するために、図書選定委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

2 委員会は、図書選定を担当する職員のうち、図書館長が指名する職員をもって構成する。

3 委員会は、原則として毎月1回、図書選定会議を開催することとする。ただし、必要と認められる時は、随時開催することができる。

4 前2項に定めるもののほか、図書選定会議の議事の手続きその他の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(収集の方法)

第4条 収集の方法は、次によるものとする。

(1) 出版・販売情報・各種書評等による。

(2) 店頭買いによる。

(3) 書店等の見計らいによる。

(4) 利用者のリクエスト等による。

(5) 寄贈依頼その他寄贈、寄託による。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、図書館資料の選択収集について必要な事項は、委員会において協議するものとする。

附則

この要綱は、昭和61年4月9日から施行する。

附則

この要綱は、昭和62年8月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年8月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 2 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 30 日から施行する。